

瀬戸市告示第29号



瀬戸市議会6月定例会を次のとおり招集する。

令和元年6月7日

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 日 時 令和元年6月14日 午前10時
- 2 場 所 瀬戸市議会議事堂

議 案 一 覧 表

第 3 号 議 案	消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について ……	1
第 4 号 議 案	瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について ……	2 8
第 5 号 議 案	瀬戸市火災予防条例の一部改正について ……	3 0
第 6 号 議 案	瀬戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について ……	3 2
第 7 号 議 案	瀬戸市附属機関設置条例の一部改正について ……	3 4
第 8 号 議 案	瀬戸市介護保険条例の一部改正について ……	3 6
第 9 号 議 案	瀬戸市児童遊園設置条例の一部改正について ……	3 8
第 1 0 号 議 案	瀬戸市青少年問題協議会設置条例の廃止について ……	3 9
第 1 1 号 議 案	東山小学校大規模改修（建築）工事請負契約の締結について ……	4 0
第 1 2 号 議 案	瀬戸市立にじの丘小学校及び瀬戸市立にじの丘中学校用備品一式の買入れについて ……	4 2
第 1 3 号 議 案	瀬戸蔵条例の一部改正について ……	4 9
第 1 4 号 議 案	瀬戸蔵ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部改正について ……	5 3
第 1 5 号 議 案	瀬戸市文化ホール天井及び外壁改修（建築）工事請負契約の締結について ……	5 6
第 1 6 号 議 案	市道路線の認定について ……	5 8
第 1 7 号 議 案	グレーチング跳ね上げによる車両損傷事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について ……	6 1
第 1 8 号 議 案	令和元年度瀬戸市一般会計補正予算（第 3 号） ……	別冊

第 1 9 号議案	令和元年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正 予算（第 1 号）	別冊
第 2 0 号議案	令和元年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
同意第 2 号	瀬戸市副市長の選任について	別途
同意第 3 号	瀬戸市公平委員会委員の選任について	別途
報告第 2 号	平成 3 0 年度瀬戸市一般会計予算繰越明許費 の繰越しについて	別紙
報告第 3 号	平成 3 0 年度瀬戸市一般会計予算継続費の繰 越しについて	別紙
報告第 4 号	平成 3 0 年度瀬戸市一般会計予算事故繰越し について	別紙
報告第 5 号	平成 3 0 年度瀬戸市下水道事業特別会計予算 繰越明許費の繰越しについて	別紙
報告第 6 号	平成 3 0 年度瀬戸市下水道事業特別会計予算 事故繰越しについて	別紙
報告第 7 号	平成 3 0 年度瀬戸市介護保険事業特別会計予 算繰越明許費の繰越しについて	別紙
報告第 8 号	平成 3 0 年度瀬戸市水道事業会計予算の繰越 しについて	別紙
報告第 9 号	平成 3 0 年度瀬戸市水道事業会計予算継続費 の繰越しについて	別紙
報告第 1 0 号	専決処分の報告について	別紙

元年市長提出第3号議案

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例
を次のように定めるものとする。

令和元年6月14日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する
条例

(瀬戸市財産条例の一部改正)

第1条 瀬戸市財産条例(昭和39年瀬戸市条例第12号)の一部を次の
ように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
(行政財産の目的外使用に係る使用料) 第10条 法第238条の4第7項の規定により 許可を受けて行政財産を供用する者は、次に定 める額の使用料を納入しなければならない。 (1) 土地の使用に係る使用料の額は、年額によ るものにあつては当該土地の近傍類似地の固 定資産評価額より算出される固定資産税課税 標準額に100分の5を乗じて得た額、月額 によるものにあつては年額による使用料の額 の12分の1に相当する額、日額によるもの にあつては年額による使用料の額の365分 の1に相当する額。ただし、当該土地の使用 期間が1月未満の場合は、当該算出した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額	(行政財産の目的外使用に係る使用料) 第10条 法第238条の4第7項の規定により 許可を受けて行政財産を供用する者は、次に定 める額の使用料を納入しなければならない。 (1) 土地の使用に係る使用料の額は、年額によ るものにあつては当該土地の近傍類似地の固 定資産評価額より算出される固定資産税課税 標準額に100分の5を乗じて得た額、月額 によるものにあつては年額による使用料の額 の12分の1に相当する額、日額によるもの にあつては年額による使用料の額の365分 の1に相当する額。ただし、当該土地の使用 期間が1月未満の場合は、当該算出した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額

<p>(2) 建物（建物に附随した土地を含む。）の使用に係る使用料の額は、年額によるものにあつては当該建物の適正な評価額に100分の10を乗じて算出した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額、月額によるものにあつては年額による使用料の額の12分の1に相当する額、日額によるものにあつては年額による使用料の額の365分の1に相当する額</p> <p>(3)及び(4) <省略></p> <p>2 <省略></p>	<p>(2) 建物（建物に附随した土地を含む。）の使用に係る使用料の額は、年額によるものにあつては当該建物の適正な評価額に100分の10を乗じて算出した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額、月額によるものにあつては年額による使用料の額の12分の1に相当する額、日額によるものにあつては年額による使用料の額の365分の1に相当する額</p> <p>(3)及び(4) <省略></p> <p>2 <省略></p>
--	--

（瀬戸市スポーツ施設条例の一部改正）

第2条 瀬戸市スポーツ施設条例（昭和45年瀬戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

施設	区分	単位	金額
窯神グラウンド、陶祖グラウンド及び南ヶ丘運動広場	1月から3月まで、11月及び12月	午前6時から午前9時まで	円 550
		午前9時から正午まで	1,650
		正午から午後3時まで	1,650
		午後3時から午後6時まで	550
	4月から10月まで	午前6時から午前9時まで	820
		午前9時から正午まで	1,650
		正午から午後3時まで	1,650
		午後3時から午後6時まで	1,650
北グラウンド	1月から3月まで、11月及び12月	午前6時から午前9時まで	880
		午前9時から正午まで	2,640
		正午から午後3時まで	2,640
		午後3時から午後6時まで	880
	4月から10月まで	午前6時から午前9時まで	1,320
		午前9時から正午まで	2,640
		正午から午後3時まで	2,640

			午後3時から午後6時まで	2,640
南公園グラウンド	1月から3月まで、11月及び12月		午前6時から午前9時まで	880
			午前9時から正午まで	2,640
			正午から午後3時まで	2,640
			午後3時から午後6時まで	880
	4月から10月まで		午前6時から午前9時まで	1,320
			午前9時から正午まで	2,640
			正午から午後3時まで	2,640
			午後3時から午後6時まで	2,640
			午後6時から午後9時まで	2,640
	市民公園野球場	1月から3月まで、11月及び12月		午前6時から午前9時まで
			午前9時から正午まで	3,300
			正午から午後3時まで	3,300
			午後3時から午後6時まで	1,100
4月から10月まで			午前6時から午前9時まで	1,650
			午前9時から正午まで	3,300
			正午から午後3時まで	3,300
			午後3時から午後6時まで	3,300
			午後6時から午後9時まで	3,300
北テニスコート、市民公園Aテニスコート、市民公園Bテニスコート及び南ヶ丘テニスコート		1面につき		午前7時から午前9時まで
			午前9時から午前11時まで	440
			午前11時から午後1時まで	440
			午後1時から午後3時まで	440
			午後3時から午後5時まで	440
			午後5時から午後7時まで	440
			午後7時から午後9時まで	440
市民公園プール	個人使用1人1回につき	一般	午前9時から午後5時まで	220
		高校生	午前9時から午後5時まで	110
		小学生及び中学生	午前9時から午後5時まで	50
	団体使用(20人以上で使用する場合をいう。)1人1回につき		個人使用の金額から10分の1の額を減じた額	
市民公園武道館	剣道場	1面につき	午前9時から正午まで	1,100
			正午から午後3時まで	1,100

			午後3時から午後6時まで	1, 100	
			午後6時から午後9時まで	1, 100	
			個人使用1人 1回につき	午前9時から正午まで	160
				正午から午後3時まで	160
		午後3時から午後6時まで		160	
		午後6時から午後9時まで		160	
		柔道場	1面につき	午前9時から正午まで	1, 100
				正午から午後3時まで	1, 100
	午後3時から午後6時まで			1, 100	
	午後6時から午後9時まで			1, 100	
	個人使用1人 1回につき		午前9時から正午まで	160	
			正午から午後3時まで	160	
			午後3時から午後6時まで	160	
			午後6時から午後9時まで	160	
	市民公園弓道場	個人使用1人1回につき	午前9時から正午まで	110	
			正午から午後3時まで	110	
午後3時から午後6時まで			110		
午後6時から午後9時まで			160		
専用使用		午前9時から正午まで	2, 200		
		正午から午後3時まで	2, 200		
		午後3時から午後6時まで	2, 200		
		午後6時から午後9時まで	3, 300		
市民公園陸上競技場	団体使用	20人以上50人以下	午前9時から午後1時まで	1, 100	
			午後1時から午後5時まで	1, 100	
			午後5時から午後7時まで	440	
		51人以上100人以下	午前9時から午後1時まで	2, 200	
			午後1時から午後5時まで	2, 200	
			午後5時から午後7時まで	880	
		101人以上	午前9時から午後1時まで	3, 300	
			午後1時から午後5時まで	3, 300	
			午後5時から午後7時まで	1, 320	
	個人使用1人1回につき	午前9時から午後7時まで	110		
	専用使用	午前9時から午後1時まで	4, 120		
		午後1時から午後5時まで	4, 120		
		午後5時から午後7時まで	1, 650		

瀬戸市体育館及び瀬戸市第二体育館	第1競技場		午前9時から午前11時まで	2,200
			午前11時から午後1時まで	2,200
			午後1時から午後3時まで	2,200
			午後3時から午後5時まで	2,200
			午後5時から午後7時まで	4,400
			午後7時から午後9時まで	4,400
	第2競技場		午前9時から午前11時まで	1,100
			午前11時から午後1時まで	1,100
			午後1時から午後3時まで	1,100
			午後3時から午後5時まで	1,100
			午後5時から午後7時まで	2,200
			午後7時から午後9時まで	2,200
	第3競技場		午前9時から午前11時まで	1,760
			午前11時から午後1時まで	1,760
			午後1時から午後3時まで	1,760
			午後3時から午後5時まで	1,760
			午後5時から午後7時まで	3,520
			午後7時から午後9時まで	3,520
	会議室	1室につき	午前9時から午前11時まで	550
			午前11時から午後1時まで	550
			午後1時から午後3時まで	550
			午後3時から午後5時まで	550
			午後5時から午後7時まで	1,100
			午後7時から午後9時まで	1,100
バスケットボールコート	1面につき	午前9時から午前11時まで	1,430	
		午前11時から午後1時まで	1,430	
		午後1時から午後3時まで	1,430	
		午後3時から午後5時まで	1,430	
		午後5時から午後7時まで	2,750	
		午後7時から午後9時まで	2,750	
バレーボールコート	1面につき	午前9時から午前11時まで	1,110	
		午前11時から午後1時まで	1,110	
		午後1時から午後3時まで	1,110	
		午後3時から午後5時まで	1,110	
		午後5時から午後7時まで	1,890	

		午後7時から午後9時まで	1, 890
バドミントンコート	1面につき	午前9時から午前11時まで	650
		午前11時から午後1時まで	650
		午後1時から午後3時まで	650
		午後3時から午後5時まで	650
		午後5時から午後7時まで	930
		午後7時から午後9時まで	930
卓球台	1台につき	午前9時から午前11時まで	330
		午前11時から午後1時まで	330
		午後1時から午後3時まで	330
		午後3時から午後5時まで	330
		午後5時から午後7時まで	550
		午後7時から午後9時まで	550
トレーニングルーム	1人1回につき	午前9時から午後9時まで	110
	1人1月につき	午前9時から午後9時まで	1, 650
南ヶ丘野球場	1月から3月まで、11月及び12月	午前6時から午前9時まで	1, 100
		午前9時から正午まで	3, 300
		正午から午後3時まで	3, 300
		午後3時から午後6時まで	1, 100
	4月から10月まで	午前6時から午前9時まで	1, 650
		午前9時から正午まで	3, 300
		正午から午後3時まで	3, 300
		午後3時から午後6時まで	3, 300

備考 <省略>

別表第3（第5条関係）

施設	区分	単位	金額	備考	
南公園グラウンド	夜間照明設備	最初の1時間まで	円 6, 600	利用期間は、4月から10月までとし、点灯時間は、午後6時から午後9時までの間とする。	
		以後30分ごと	3, 300		
市民公園野球場	夜間照明設備	最初の1時間まで	8, 800		
		以後30分ごと	4, 400		
市民公園Aテニスコート	夜間照明設備	1面につき1時間ごと	440		
瀬戸市体育館第1	照明設備	半面につき2時間	1, 100		午前9時から午後5時まで

競技場		ごと		の間に点灯する場合に適用する。 希望者の申出によって点灯
瀬戸市体育館第2 競技場	照明設備	半面につき2時間 ごと	550	
瀬戸市第二体育館	照明設備	半面につき2時間 ごと	880	するものとし、点灯に係る 施設に他の使用者がある場 合でも使用料は、申し出た 者が負担するものとする。
瀬戸市体育館及び 瀬戸市第二体育館	体操器具	1種目につき	110	別表第2の単位欄の時間区 分ごとに設備器具使用料を 納めるものとする。
	電光式得点掲示器	一式につき	550	
	仮設舞台	一式につき	440	
	舞台用照明器具	一式につき	1,100	
	放送設備	一式につき	550	
	マイクロフォン	1本につき	110	
	折りたたみ椅子	1個につき	10	
	机	1個につき	20	
	フロアーシート	1枚につき	10	

(瀬戸市立学校体育施設使用料条例の一部改正)

第3条 瀬戸市立学校体育施設使用料条例（平成14年瀬戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

施設	単位	金額
小学校屋内運動場	1時間につき	210円
中学校屋内運動場	1時間につき	310円
中学校柔剣道場	1時間につき	50円
中学校校庭	30分につき	1,360円

(瀬戸市定光寺野外活動センター条例の一部改正)

第4条 瀬戸市定光寺野外活動センター条例（昭和60年瀬戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

区分			金額	
			団体	一般
キャンプ場	テント場	常設テント、移動テント、持ち込みテント各1張1回につき	円 440	円 880
	炊飯場	1人1回につき	110	220
	営火場	1人1回につき	50	110
集会室	第1集会室	午前9時～午後1時	550	1,100
		午後1時～午後5時	550	1,100
		午後5時～午後9時	550	1,100
		午後9時～翌日午前9時	550	1,100
	第2集会室	午前9時～午後1時	550	1,100
		午後1時～午後5時	550	1,100
		午後5時～午後9時	550	1,100
		午後9時～翌日午前9時	550	1,100
	第3集会室	午前9時～午後1時	550	1,100
		午後1時～午後5時	550	1,100
		午後5時～午後9時	550	1,100
		午後9時～翌日午前9時	550	1,100
	第4集会室	午前9時～午後1時	550	1,100
		午後1時～午後5時	550	1,100
		午後5時～午後9時	550	1,100
		午後9時～翌日午前9時	550	1,100
会議室		午前9時～午後1時	550	1,100
		午後1時～午後5時	550	1,100
		午後5時～午後9時	550	1,100
研修室	研修室1	午前9時～午後1時	550	1,100
		午後1時～午後5時	550	1,100
		午後5時～午後9時	550	1,100
		午後9時～翌日午前9時	550	1,100
	研修室2	午前9時～午後1時	550	1,100
		午後1時～午後5時	550	1,100
		午後5時～午後9時	550	1,100
		午後9時～翌日午前9時	550	1,100
	研修室3	午前9時～午後1時	550	1,100
		午後1時～午後5時	550	1,100

		午後5時～午後9時	550	1,100
		午後9時～翌日午前9時	550	1,100
	身障者室	午前9時～午後1時	550	1,100
		午後1時～午後5時	550	1,100
		午後5時～午後9時	550	1,100
		午後9時～翌日午前9時	550	1,100
浴室	1人1回につき	50	110	
炊飯室	1人3時間につき	110	220	
食堂	1人3時間につき	50	110	

備考 <省略>

別表第2（第5条関係）

区分	単位	金額
炊飯セット	一式1回につき	円 330
飯ごう	1個1回につき	50
なべ	1個1回につき	50
やかん	1個1回につき	50
寝具	一式1回につき	240

備考 <省略>

（尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例の一部改正）

第5条 尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例（昭和57年瀬戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（入館料）</p> <p>第12条 <省略></p> <p>2 入館料の額は、1人1回につき<u>110円</u>（20人以上の団体にあつては、80円）とする。ただし、次に掲げる者は、無料とする。</p> <p>(1)から(6)まで <省略></p>	<p>（入館料）</p> <p>第12条 <省略></p> <p>2 入館料の額は、1人1回につき<u>100円</u>（20人以上の団体にあつては、80円）とする。ただし、次に掲げる者は、無料とする。</p> <p>(1)から(6)まで <省略></p>

3 <省略>	3 <省略>
--------	--------

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

区分			金額								
			午前	午後	夜間	全日	繰上・延長時間				
			9時～12時	13時～17時	18時～21時30分	9時～21時30分	8時30分～9時	12時～13時	17時～18時	21時30分以降 (1時間につき)	
文化ホール	舞台練習及び催物準備のため使用する場合	平日	円 7,700	円 11,550	円 14,630	円 29,260	円 2,640	円 3,300	円 3,630	円 5,390	
		土曜日、日曜日及び祝日	10,780	16,170	20,570	41,140	3,740	4,620	5,170	7,590	
		その他の場合	平日	25,740	38,610	48,840	97,790	—	11,110	12,540	18,040
			土曜日、日曜日及び祝日	35,970	54,010	68,200	136,400	—	15,510	17,600	25,300
	楽屋	楽屋第1号	1,210	1,870	2,420	4,840	440	440	550	880	
		楽屋第2号	550	990	1,210	2,530	220	220	330	440	
		楽屋第3号	990	1,540	1,870	3,850	330	330	440	770	
		楽屋第4号	990	1,540	1,870	3,850	330	330	440	770	
	リハーサル室	第1リハーサル室	2,090	3,300	4,070	8,140	770	880	990	1,540	
		第2リハーサル室	990	1,540	1,870	3,850	330	330	440	770	
		第3リハーサル室	550	990	1,210	2,530	220	220	330	440	
	文化交流館	会議室	第11会議室	1,210	1,650	1,870	4,290	330	440	440	770
			第12会議室	1,760	2,530	2,860	6,490	440	770	770	990
			第13会議室	1,210	1,650	1,870	4,290	330	440	440	770
第21会議室			1,540	2,200	2,530	5,610	440	550	770	990	
第22会議室			3,520	4,730	5,500	12,430	990	1,540	1,540	1,980	
第31会議室			5,500	7,260	8,580	19,360	1,540	2,420	2,420	3,190	
第32会議室			880	1,320	1,650	3,300	220	330	440	550	
和室			2,530	3,850	4,840	9,680	880	990	1,210	1,760	
	ギャラリー	1,210	1,650	1,870	4,290	330	440	440	770		
	茶室	1,760	2,640	3,410	6,930	550	770	880	1,210		

備考 <省略>

別表第3 (第5条関係)

区分		単位	金額
文化ホール	舞台関係附属 設備	オーケストラピット	1基 円 8,360
		音響反射板	1式 6,380
		中せり	1基 1,210
		小せり	1基 990
		合唱台	1台 770
		所作台	1式 8,360
		平台	1台 220
		金びょうぶ	1双 1,210
		銀びょうぶ	1双 1,210
		長座布団	1枚 130
		高座布団	1枚 130
		ひもうせん	1枚 160
		浅黄幕	1枚 550
		しゃ幕	1枚 550
		地がすり	1枚 550
		上敷	1枚 220
		指揮台	1台 220
		譜面台	1台 50
		譜面灯	1個 50
		演台(花台付)	1式 990
		司会者卓	1台 220
		大太鼓	1式 550
		鳥屋団	1式 550
		雪かご	1式 330
		机	1脚 50
		いす	1脚 20
		移動式黒板	1台 220
		移動式掲示板	1台 220
DVDプレーヤー	1台 1,210		
液晶プロジェクター	1台 1,870		

	ビデオデッキ	1台	1,210
	スクリーン	1式	1,210
音響関係附属 設備	フルコンサートピアノ (A)	1台	7,700
	フルコンサートピアノ (B)	1台	5,060
	セミコンサートピアノ	1台	3,850
	アップライトピアノ	1台	1,870
	ティンパニー	1式	2,530
	バスドラム	1台	550
	拡声装置	1式	3,190
	マイクロフォン (コンデンサー)	1本	1,210
	マイクロフォン (ダイナミック)	1本	990
	ワイヤレスマイクロフォン	1本	1,540
	つりマイクロフォン	1式	1,210
	エレベーターマイク	1基	1,210
	カセットテープレコーダー	1台	1,210
	MDレコーダー	1台	1,210
	CDプレーヤー	1台	1,210
	残響付加装置	1式	3,190
	移動用音響調整卓 (A)	1台	3,850
	移動用音響調整卓 (B)	1台	1,210
	跳ね返りスピーカー	1台	550
	ステージスピーカー	1台	1,870
照明関係附属 設備	サスペンションライト	1列	1,870
	ボーダーライト	1列	1,210
	アッパーホリゾンライト	1式	2,530
	ロアーホリゾンライト	1式	1,210
	シーリングライト	1式	3,850
	フロントサイドライト	1式	4,400
	スポットライト (1キロワット)	1基	270
	スポットライト (500ワット)	1基	220
	パーライト	1基	330
	フットライト	1列	880
	花道フットライト	1列	330
	ミラーボール	1基	550
	ストリップライト	1本	270

	トーマンタルライト	1式	2,530
	第1タワーライト	1式	3,040
	第2タワーライト	1式	3,040
	ピンスポットライト（2キロワット）	1基	990
	コンダクタースポットライト	1基	550
	エフェクトマシン	1基	1,210
	カッターライト	1基	550
	スモークマシン	1台	2,530
	先玉（元玉付）	1個	220
	種板	1枚	110
	電源設備	1キロワット	220
文化交流館	拡声装置	1式	990
	液晶プロジェクター（スクリーン付）	1台	1,870
	ビデオデッキ	1台	1,210
	DVDプレーヤー	1台	1,210
	移動用スクリーン	1式	550
	テレビモニター	1台	550
	移動ステージ（第31会議室用・和室用）	1式	550
	パネル	1枚	110
	演台	1式	330
	茶道具	1式	1,210

備考 <省略>

（瀬戸市新世紀工芸館条例の一部改正）

第6条 瀬戸市新世紀工芸館条例（平成11年瀬戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料等)	(使用料等)
第7条 施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の研修費又は使用料	第7条 施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の研修費又は使用料

(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。

(1) 研修費は、研修生1人当たり月額20,950円とする。

(2) 工芸館の展示室において展示を行う場合の使用料は、次のとおりとする。

展示室の種類	単位	金額
ギャラリー1	<省略>	円 <u>620</u>
ギャラリー2	<省略>	<u>3,870</u>
ギャラリー3	<省略>	<u>3,350</u>
ギャラリー4	<省略>	<u>1,670</u>
ギャラリー5	<省略>	<u>6,910</u>

(3) 工芸館の体験工房において作陶又は絵付けの体験を行う場合の使用料は、作陶にあつては1人当たり1回1,670円以内、絵付けにあつては1人当たり1回520円以内において規則で定める額とする。

(4)及び(5) <省略>

2及び3 <省略>

(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。

(1) 研修費は、研修生1人当たり月額20,570円とする。

(2) 工芸館の展示室において展示を行う場合の使用料は、次のとおりとする。

展示室の種類	単位	金額
ギャラリー1	<省略>	円 <u>610</u>
ギャラリー2	<省略>	<u>3,800</u>
ギャラリー3	<省略>	<u>3,290</u>
ギャラリー4	<省略>	<u>1,640</u>
ギャラリー5	<省略>	<u>6,780</u>

(3) 工芸館の体験工房において作陶又は絵付けの体験を行う場合の使用料は、作陶にあつては1人当たり1回1,640円以内、絵付けにあつては1人当たり1回510円以内において規則で定める額とする。

(4)及び(5) <省略>

2及び3 <省略>

(瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例の一部改正)

第7条 瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例（平成15年瀬戸市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

区分		金額						
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	22時以降 (1時間につき)
マルチメディア電子会議室	平日	円 6,590	円 8,770	円 8,770	円 17,550	円 19,740	円 28,520	円 2,630

	土曜日、日曜日及び祝日	7,250	9,650	9,650	19,310	21,720	31,380	2,900
研修室 1		2,770	3,690	3,690	7,390	8,310	12,010	1,110
研修室 2		4,500	6,000	6,000	12,000	13,500	19,500	1,800
スタジオ 1		1,160	1,550	1,550	3,100	3,480	5,030	460
スタジオ 2		2,830	3,790	3,790	7,580	8,530	12,330	1,140
録音室		160	230	230	460	520	750	70
インターネットコーナー		4,450	5,940	5,940	11,880	13,360	19,300	1,780
会議室 1		430	580	580	1,150	1,300	1,870	170
会議室 2		430	580	580	1,150	1,300	1,870	170

(パーティセと市民交流センター条例の一部改正)

第 8 条 パルティセと市民交流センター条例 (平成 16 年瀬戸市条例第 2 1 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 7 条関係)

区分	金額							
	午前	午後	夜間	全日	繰上・延長時間			
	9時～12時	13時～17時	18時～21時30分	9時～21時30分	8時30分～9時	12時～13時	17時～18時	21時30分以降(1時間につき)
第 1 会議室	円 1,460	円 2,200	円 2,820	円 5,550	円 410	円 520	円 730	円 830
第 2 会議室	1,360	2,090	2,510	5,230	410	520	620	730
大会議室	2,820	4,290	5,340	10,790	830	1,040	1,360	1,570
マルチメディアルーム	5,860	8,800	11,100	22,310	1,780	2,200	3,030	3,350
第 1 学習室	2,300	3,450	4,400	8,800	730	830	1,150	1,360
第 2 学習室	2,300	3,450	4,400	8,800	730	830	1,150	1,360
アリーナ	10,260	15,400	19,480	38,970	3,030	3,770	5,230	5,860
フィットネスジム	210 円/1 回							

備考 <省略>

(瀬戸市地域交流センター条例の一部改正)

第9条 瀬戸市地域交流センター条例（平成22年瀬戸市条例第28号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第8条、第18条関係）		別表第2（第8条、第18条関係）	
使用面積	使用時間1時間ごとの単価（円）	使用面積	使用時間1時間ごとの単価（円）
20㎡未満	<u>210</u>	20㎡未満	<u>200</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
40㎡以上60㎡未満	<u>620</u>	40㎡以上60㎡未満	<u>610</u>
60㎡以上80㎡未満	<u>830</u>	60㎡以上80㎡未満	<u>820</u>
80㎡以上100㎡未満	<u>1,040</u>	80㎡以上100㎡未満	<u>1,020</u>
100㎡以上120㎡未満	<u>1,250</u>	100㎡以上120㎡未満	<u>1,230</u>
120㎡以上140㎡未満	<u>1,460</u>	120㎡以上140㎡未満	<u>1,440</u>
140㎡以上160㎡未満	<u>1,670</u>	140㎡以上160㎡未満	<u>1,640</u>
160㎡以上180㎡未満	<u>1,880</u>	160㎡以上180㎡未満	<u>1,850</u>
180㎡以上	<u>2,090</u>	180㎡以上	<u>2,050</u>
備考 <省略>		備考 <省略>	

(瀬戸市宮前地下街使用条例の一部改正)

第10条 瀬戸市宮前地下街使用条例（昭和26年瀬戸市条例第49号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料)	(使用料)
第3条 店舗の使用料は、1店舗につき月額 <u>1万4,300円</u> とする。	第3条 店舗の使用料は、1店舗につき月額 <u>1万4,040円</u> とする。

(瀬戸市春雨墓苑条例の一部改正)

第11条 瀬戸市春雨墓苑条例（昭和45年瀬戸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第8条 <省略></p> <p>2 使用料は、墓地永代使用料及び環境整備料とし、その額は、使用の許可を受けた墓地の地積に、墓地永代使用料にあつては1平方メートル当たり20万円以内、環境整備料にあつては1平方メートル当たり<u>396円</u>以内において規則で定める額を乗じて得た額（墓地永代使用料にあつては1,000円未満、環境整備料にあつては10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第8条 <省略></p> <p>2 使用料は、墓地永代使用料及び環境整備料とし、その額は、使用の許可を受けた墓地の地積に、墓地永代使用料にあつては1平方メートル当たり20万円以内、環境整備料にあつては1平方メートル当たり<u>388円</u>以内において規則で定める額を乗じて得た額（墓地永代使用料にあつては1,000円未満、環境整備料にあつては10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>

(瀬戸市斎苑条例の一部改正)

第12条 瀬戸市斎苑条例（平成8年瀬戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2 施設使用料（第7条関係）

区分		金額	
		市内在住者	市外在住者
斎場	午前8時30分から 午後0時30分まで	円 12,810	円 25,620
	午後0時30分から 午後4時30分まで	12,810	25,620
	午後4時30分から 翌日の午前8時30分まで	51,260	102,520

遺体安置室		24時間以内	1,060	2,120
		延長時間（1時間につき）	100	200
待合室	和室	1室につき3時間以内	3,200	6,400
	洋室	1室につき3時間以内	3,200	6,400

備考 <省略>

（瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第13条 瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例（昭和49年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第10条関係）			別表（第10条関係）		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
大広間	<省略>	円 <u>3,300</u>	大広間	<省略>	円 <u>3,240</u>
会議室	<省略>	<u>1,100</u>	会議室	<省略>	<u>1,080</u>
和室	<省略>	<u>1,100</u>	和室	<省略>	<u>1,080</u>
作業室	<省略>	<u>2,200</u>	作業室	<省略>	<u>2,160</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

（瀬戸市立休日急病診療所条例の一部改正）

第14条 瀬戸市立休日急病診療所条例（平成28年瀬戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料等)	(使用料等)
第10条 <省略>	第10条 <省略>

<p>2 使用料の種類及び額は、次に掲げる各号の診察に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 前号の規定により使用料を算定する場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる診療以外の診療 前号の規定により算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額</p> <p>(3) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる診療 健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により算定した額に1.5を乗じた額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額</p> <p>3から5まで <省略></p>	<p>2 使用料の種類及び額は、次に掲げる各号の診察に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 前号の規定により使用料を算定する場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる診療以外の診療 前号の規定により算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p> <p>(3) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる診療 健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により算定した額に1.5を乗じた額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p> <p>3から5まで <省略></p>
--	--

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

区分		単位	手数料の額
普通診断書		1通につき	1,650円
死亡診断書		1通につき	3,300円
精密診断書		1通につき	3,300円
死体検案書		1通につき	3,300円
証 明 書	医師以外によるもの	1通につき	1,100円以内
	医師によるもので学校等提出用のもの	1通につき	1,100円以内
	医師によるもので学校等提出用以外のもの	1通につき	1,650円

（瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）

第15条 瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年瀬戸市

条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第8条関係)			別表(第8条関係)		
種類	区分	金額	種類	区分	金額
し尿	定額制	1人につき月額 <u>440円</u>	し尿	定額制	1人につき月額 <u>432円</u>
		1世帯につき月額 <u>314円</u>			1世帯につき月額 <u>308円</u>
	従量制	20リットルにつき <u>225円</u>	従量制	20リットルにつき <u>221円</u>	
	臨時	1回につき <u>655円</u>	臨時	1回につき <u>643円</u>	
粗大ごみ		1個につき <u>840円</u>	粗大ごみ		1個につき <u>820円</u>
備考 <省略>			備考 <省略>		

(瀬戸市道路占用料条例の一部改正)

第16条 瀬戸市道路占用料条例(昭和48年瀬戸市条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(占用料)	(占用料)
第4条 占用料は、別表のとおりとする。ただし、 占用の期間が1月未満の占用についての占用料は、同表により算出した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。	第4条 占用料は、別表のとおりとする。ただし、 占用の期間が1月未満の占用についての占用料は、同表により算出した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。
2 <省略>	2 <省略>

(瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部改正)

第17条 瀬戸市公共用物の管理に関する条例(平成5年瀬戸市条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(占用料等の徴収)</p> <p>第7条 占用者等から、年度ごとに当該年度内において許可を受けた占用等の期間又は数量に応じて、次に定めるところにより、土地占用料、流水占用料又は産出物採取料（以下「占用料等」という。）を徴収する。</p> <p>(1) 土地占用料は、別表第1により算出した額。ただし、当該土地の占用の期間が1月未満の場合は、同表により算出した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 流水占用料は、別表第2により算出した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額</p> <p>(3) 産出物採取料は、別表第3により算出した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額</p> <p>2 <省略></p>	<p>(占用料等の徴収)</p> <p>第7条 占用者等から、年度ごとに当該年度内において許可を受けた占用等の期間又は数量に応じて、次に定めるところにより、土地占用料、流水占用料又は産出物採取料（以下「占用料等」という。）を徴収する。</p> <p>(1) 土地占用料は、別表第1により算出した額。ただし、当該土地の占用の期間が1月未満の場合は、同表により算出した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 流水占用料は、別表第2により算出した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p> <p>(3) 産出物採取料は、別表第3により算出した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p> <p>2 <省略></p>

(瀬戸市河川管理条例の一部改正)

第18条 瀬戸市河川管理条例（平成12年瀬戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(流水占用料等の徴収)</p> <p>第5条 法第23条から第25条までの許可を受けた者から、次に定める流水占用料、土地占用料又は河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）の額を徴収する。</p> <p>(1) 流水占用料は、別表第1により算出した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額</p>	<p>(流水占用料等の徴収)</p> <p>第5条 法第23条から第25条までの許可を受けた者から、次に定める流水占用料、土地占用料又は河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）の額を徴収する。</p> <p>(1) 流水占用料は、別表第1により算出した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p>

(2) 土地占用料は、別表第2により算出した額。 ただし、当該土地の占用の期間が1月未満の 場合は、同表により算出した額に <u>100分の</u> <u>110</u> を乗じて得た額	(2) 土地占用料は、別表第2により算出した額。 ただし、当該土地の占用の期間が1月未満の 場合は、同表により算出した額に <u>100分の</u> <u>108</u> を乗じて得た額
(3) 河川産出物採取料は、別表第3により算出 した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額	(3) 河川産出物採取料は、別表第3により算出 した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額

(瀬戸市都市公園条例の一部改正)

第19条 瀬戸市都市公園条例（昭和39年瀬戸市条例第23号）の一部
を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第11条関係）		別表第2（第11条関係）	
区分	金額 <u>(円)</u>	区分	金額 <u>円</u>
道路法（昭和27年法 律第180号）第32 条第1項第1号及び第 2号に掲げる工作物又 は物件を設ける場合	瀬戸市道路占用料条 例（昭和48年瀬戸市 条例第19号）第4条 の規定の例により算定 した額	道路法（昭和27年法 律第180号）第32 条第1項第1号及び第 2号に掲げる工作物又 は物件を設ける場合	瀬戸市道路占用料条 例（昭和48年瀬戸市 条例第19号）第4条 の規定の例により算定 した額
法第6条第1項若しく は第3項の許可を受け て仮設工作物を設ける 場合又は第4条第1項 若しくは第3項の許可 を受けて行為をする場 合	8時30分から12時 30分まで <u>550</u>	法第6条第1項若しく は第3項の許可を受け て仮設工作物を設ける 場合又は第4条第1項 若しくは第3項の許可 を受けて行為をする場 合	8時30分から12時 30分まで <u>540</u>
	12時30分から17 時まで <u>550</u>		12時30分から17 時まで <u>540</u>
	17時から21時まで <u>550</u>		17時から21時まで <u>540</u>
有料公園施設を使用す る場合	9時から12時まで <u>440</u>	有料公園施設を使用す る場合	9時から12時まで <u>430</u>

	13時から16時30分まで <u>440</u>		13時から16時30分まで <u>430</u>
	17時30分から21時まで <u>440</u>		17時30分から21時まで <u>430</u>

(瀬戸市水道事業給水条例の一部改正)

第20条 瀬戸市水道事業給水条例（昭和35年瀬戸市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(加入分担金)		(加入分担金)	
第9条の2 <省略>		第9条の2 <省略>	
2 加入分担金の額は、次の表の左欄に掲げる水道メーターの口径の区分に対応する同表の右欄に掲げる金額（給水装置の改造の工事に係る加入分担金については、当該給水装置の改造後の水道メーターの口径に対応する金額から当該給水装置の改造前の水道メーターの口径に対応する金額を控除した後の額）とする。		2 加入分担金の額は、次の表の左欄に掲げる水道メーターの口径の区分に対応する同表の右欄に掲げる金額（給水装置の改造の工事に係る加入分担金については、当該給水装置の改造後の水道メーターの口径に対応する金額から当該給水装置の改造前の水道メーターの口径に対応する金額を控除した後の額）とする。	
水道メーターの口径	加入分担金の額	水道メーターの口径	加入分担金の額
ミリメートル	円	ミリメートル	円
13	<u>96,800</u>	13	<u>95,040</u>
20	<u>228,800</u>	20	<u>224,640</u>
25	<u>357,500</u>	25	<u>351,000</u>
40	<u>916,300</u>	40	<u>899,640</u>
50	<u>1,431,100</u>	50	<u>1,405,080</u>
75	<u>3,219,700</u>	75	<u>3,161,160</u>
100	<u>5,725,500</u>	100	<u>5,621,400</u>
150	<u>12,881,000</u>	150	<u>12,646,800</u>
3及び4 <省略>		3及び4 <省略>	

<p>(料金)</p> <p>第30条 料金は、給水料及びメーター使用料とする。</p> <p>(1) 給水料の額は、次の表に定めるところにより算出した基本料金と超過料金の額にそれぞれ<u>100分の110</u>を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を合算した額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;"><省略></div> <p>(2) メーター使用料の額は、次の表に定めるところにより算出した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;"><省略></div>	<p>(料金)</p> <p>第30条 料金は、給水料及びメーター使用料とする。</p> <p>(1) 給水料の額は、次の表に定めるところにより算出した基本料金と超過料金の額にそれぞれ<u>100分の108</u>を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を合算した額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;"><省略></div> <p>(2) メーター使用料の額は、次の表に定めるところにより算出した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;"><省略></div>
--	--

(瀬戸市下水道条例の一部改正)

第21条 瀬戸市下水道条例（昭和45年瀬戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の額)</p> <p>第13条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表に定めるところにより算出した基本使用料と超過使用料の額にそれぞれ<u>100分の110</u>を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を合算した額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;"><省略></div>	<p>(使用料の額)</p> <p>第13条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表に定めるところにより算出した基本使用料と超過使用料の額にそれぞれ<u>100分の108</u>を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を合算した額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;"><省略></div>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条から第3条まで、第5条から第8条まで、第10条、第12条、第13条及び第19条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に施設等の使用又は利用の許可を受けた者に係る使用料又は利用料について適用し、施行日前に施設等の使用又は利用の許可を受けた者に係る使用料又は利用料については、なお従前の例による。
- 3 第20条の規定による改正後の瀬戸市水道事業給水条例（次項において「改正後の条例」という。）第9条の2第2項の規定は、施行日以後に給水装置の新設又は改造の工事について申込み及び承認がされたものに係る加入分担金について適用し、施行日前に給水装置の新設又は改造の工事について申込み及び承認がされたものに係る加入分担金については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第30条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいい、当該確定した日がない場合には、水道の使用を開始した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）に係る料金については、なお従前の例による。
- 5 第21条の規定による改正後の瀬戸市下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して使用している公共下水道で、施行日から令和元年

10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である公共下水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいい、当該確定した日がない場合には、公共下水道の使用を開始した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）に係る使用料については、なお従前の例による。

6 前2項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

（理由）

この案を提出するのは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）の施行により、令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率を合わせた税率が8パーセントから10パーセントに引き上げられることに伴い、瀬戸市財産条例、瀬戸市スポーツ施設条例、瀬戸市立学校体育施設使用料条例、瀬戸市定光寺野外活動センター条例、尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例、瀬戸市新世紀工芸館条例、瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例、パルティセと市民交流センター条例、瀬戸市地域交流センター条例、瀬戸市宮前地下街使用条例、瀬戸

市春雨墓苑条例、瀬戸市斎苑条例、瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例、瀬戸市立休日急病診療所条例、瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、瀬戸市道路占用料条例、瀬戸市公共用物の管理に関する条例、瀬戸市河川管理条例、瀬戸市都市公園条例、瀬戸市水道事業給水条例及び瀬戸市下水道条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

元年市長提出第4号議案

瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月14日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種類	金額	種類	金額
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
消防法第11条第1項前段の規定に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のときは1件につき1,180,000円、5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のときは1件につき1,410,000円、10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のときは1件につき1,590,000円、50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の	消防法第11条第1項前段の規定に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のときは1件につき1,180,000円、5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のときは1件につき1,580,000円、50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の

ときは1件につき1,950,000円、100,000	ときは1件につき1,940,000円、100,000
キロリットル以上200,000キロリットル未満のときは1件につき2,270,000円、200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のときは1件につき4,550,000円、300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のときは1件につき5,820,000円、400,000キロリットル以上のときは1件につき7,070,000円	キロリットル以上200,000キロリットル未満のときは1件につき2,260,000円、200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のときは1件につき4,550,000円、300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のときは1件につき5,820,000円、400,000キロリットル以上のときは1件につき7,070,000円
<省略>	<省略>
備考 <省略>	備考 <省略>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に申請を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正に伴い、瀬戸市手数料徴収条例中必要の事項を改正するため必要があるからである。

元年市長提出第5号議案

瀬戸市火災予防条例の一部改正について

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月14日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例

瀬戸市火災予防条例（昭和37年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置の免除) 第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。 (1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で種別が一種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 (2)から(5)まで <省略> (6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる	(設置の免除) 第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。 (1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で作動時間が60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 (2)から(5)まで <省略>

<p><u>防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</u></p> <p>(7) <省略></p>	<p>(6) <省略></p>
--	-----------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成16年総務省令第138号）の一部改正に伴い、瀬戸市火災予防条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

元年市長提出第6号議案

瀬戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

瀬戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月14日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年瀬戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害援護資金の限度額等)</p> <p>第13条 <省略></p> <p>2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項に規定する内閣総理大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合は、5年)とする。</p> <p>(保証人及び利率)</p> <p>第14条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p>2 <u>災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還等)</p>	<p>(災害援護資金の限度額等)</p> <p>第13条 <省略></p> <p>2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項に規定する厚生大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合は、5年)とする。</p> <p>(利率)</p> <p>第14条</p> <p>災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年<u>3パーセント</u>とする。</p> <p>(償還等)</p>

<p>第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還</u>、半年賦償還又は<u>月賦償還</u>とする。</p> <p>2 <省略></p> <p>3 災害援護資金の貸付けに関する償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。</p>	<p>第15条 災害援護資金は、半年賦償還とする。</p> <p>2 <省略></p> <p>3 災害援護資金の貸付けに関する償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の一部改正等に伴い、瀬戸市災害弔慰金の支給等に関する条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

元年市長提出第7号議案

瀬戸市附属機関設置条例の一部改正について

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月14日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前				
別表（第2条、第3条、第4条関係）				別表（第2条、第3条、第4条関係）				
執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数	執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数	
市長	<省略>	<省略>	<省略>	市長	<省略>	<省略>	<省略>	
	瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	<省略>	<省略>		瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	<省略>	<省略>	<省略>
	<u>瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画評価委員会</u>	<u>瀬戸市高齢者福祉計画及び瀬戸市介護保険事業計画の評価及び進管理並びに施策の方向性の審議に関する事務</u>	<u>5人以内</u>			<省略>	<省略>	<省略>
	<省略>	<省略>	<省略>			<省略>	<省略>	<省略>

<省略>	<省略>
------	------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市高齢者福祉計画及び瀬戸市介護保険事業計画を適切に評価するため、瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画評価委員会を設置するに当たり、瀬戸市附属機関設置条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

元年市長提出第8号議案

瀬戸市介護保険条例の一部改正について

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月14日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市介護保険条例（平成12年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保険料率) 第3条 <省略> 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、年額 <u>21,946円</u> とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「 <u>21,946円</u> 」とあるのは、「 <u>33,425円</u> 」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「 <u>21,946円</u> 」とあるのは、「 <u>48,95</u>	(保険料率) 第3条 <省略> 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、年額 <u>27,010円</u> とする。

5円」と読み替えるものとする。	
5 前各項に定める保険料率により算定した当該年度における保険料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。	3 前2項に定める保険料率により算定した当該年度における保険料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の瀬戸市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正に伴い、瀬戸市介護保険条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

元年市長提出第9号議案

瀬戸市児童遊園設置条例の一部改正について

瀬戸市児童遊園設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月14日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市児童遊園設置条例の一部を改正する条例

瀬戸市児童遊園設置条例（昭和45年瀬戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
中品野児童遊園	瀬戸市井山町2番地	中品野児童遊園	瀬戸市井山町2番地
		祖母懐児童遊園	瀬戸市上ノ切町4番地
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

附 則

この条例は、令和元年9月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、瀬戸市立にじの丘小学校及び瀬戸市立にじの丘中学校（にじの丘学園）に通学する児童生徒用のバス停留所を設置することに伴い、祖母懐児童遊園を廃止するため必要があるからである。

元年市長提出第10号議案

瀬戸市青少年問題協議会設置条例の廃止について

瀬戸市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月14日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例

瀬戸市青少年問題協議会設置条例（昭和30年瀬戸市条例第29号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、子ども総合計画を策定するに当たり、昨今の子ども・若者をめぐる環境の変化を考慮し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を総合的かつ効果的に実施するため、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき設置した瀬戸市青少年問題協議会に替わる新たな支援の枠組みとして、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条第1項の規定に基づく瀬戸市子ども・若者支援地域協議会を設置することに伴い、瀬戸市青少年問題協議会設置条例を廃止するため必要があるからである。

元年市長提出第11号議案

東山小学校大規模改修（建築）工事請負契約の締結について

本市が、東山小学校大規模改修（建築）工事を施工するに当たり、次の内容により工事請負契約を締結するものとする。

令和元年6月14日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 契約金額 197,670,000円
- 2 工事場所 瀬戸市東山町71番
- 3 契約方法 制限付き一般競争入札
- 4 工事内容
 - (1) 工事建物
校舎 鉄筋コンクリート造4階建て
延床面積 5,076平方メートル
 - (2) 工事概要
外壁改修工事
内装及び建具改修工事外
- 5 工期 令和元年7月8日から令和3年1月5日まで
- 6 契約の相手方 瀬戸市共栄通7丁目16番地
沢田建設株式会社
代表取締役 澤田武憲

（理由）

この案を提出するのは、東山小学校大規模改修（建築）工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第2条の規定により、議会

の議決を求めるため必要があるからである。

元年市長提出第12号議案

瀬戸市立にじの丘小学校及び瀬戸市立にじの丘中学校用備品一式の
買入れについて

本市は、次の内容により瀬戸市立にじの丘小学校及び瀬戸市立にじの
丘中学校用備品一式を買い入れるものとする。

令和元年6月14日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 買入物件 瀬戸市立にじの丘小学校及び瀬戸市立にじの丘中学校
(にじの丘学園) 用備品一式
- 2 品名及び 下駄箱始め130件
件 数
- 3 契約方法 指名競争入札
- 4 買入価額 92,400,000円
- 5 買入先 小牧市新町一丁目40番地
有限会社富田文溪堂
代表取締役 富田正仁

(理由)

この案を提出するのは、瀬戸市立にじの丘小学校及び瀬戸市立にじの丘
中学校(にじの丘学園)用備品一式の買入れに当たり、議会の議決に付す
べき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和52年瀬戸市条例第
1号)第3条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからであ
る。

瀬戸市立にじの丘小学校及び瀬戸市立にじの丘中学校用備品一式

番号 (件数)	品名	個数	設置場所
1	下駄箱 (20 人用)	30	玄関
2	下駄箱 (16 人用)	28	玄関
3	傘立 (生徒用)	30	玄関
4	会議机	4	多目的活動室
5	会議椅子	12	多目的活動室
6	事務机 (片袖机)	1	多目的活動室
7	事務椅子	1	多目的活動室
8	3 枚引戸キャビネット	1	多目的活動室
9	シングルベース	1	多目的活動室
10	案内板	3	多目的活動室
11	校長机	2	校長室
12	校長椅子	2	校長室
13	応接セット(アームチェア)	4	校長室
14	応接セット (ソファ)	2	校長室
15	応接テーブル	2	校長室
16	事務机 (片袖机)	74	職員室・保健室
17	事務机 (片袖机)	2	職員室(校長用)
18	事務机 (両袖机)	5	職員室 (役職者用)
19	脇デスク	4	職員室
20	ファイルワゴン (デスクターナー)	81	職員室
21	事務椅子	81	職員室・保健室
22	テーブル	3	職員室

23	椅子	12	職員室
24	窓下収納	22	職員室
25	3枚引戸キャビネット	12	職員室
26	ベース	12	職員室
27	天板	12	職員室
28	テンキー式学籍簿耐火金庫	3	職員室
29	窓下戸棚(オープン)	1	印刷室
30	収納棚(キャビネット)	1	印刷室
31	収納棚(オープン)	1	印刷室
32	ベース	1	印刷室
33	作業台	1	印刷室
34	食器棚	1	給湯室
35	教職員用更衣ロッカー	24	更衣室
36	事務机(片袖机)	2	事務室
37	事務椅子	2	事務室
38	3枚引戸キャビネット	4	事務室
39	3枚引戸キャビネット(ガラス戸)	2	事務室
40	オープン三段	2	事務室
41	シングルベース	4	事務室
42	教卓・木製	39	教室(普通教室・特別支援教室・音楽室・生活科室・多目的室)
43	事務机(片袖机)	37	教室(普通教室・特別支援教室・生活科室・多目的室)
44	事務椅子	37	教室(普通教室・特別支援教室・生活科室・多目的室)
45	時計・電波修正機能付	75	教室(普通教室・特別支援教室・生活科室・多目的室ほか18教室)
46	配膳台	32	教室(普通教室・特別支援教室・職員室)
47	テーブル	8	相談室1~8
48	椅子	32	相談室1~8

49	テーブル	6	特別活動室 1
50	椅子	18	特別活動室 1
51	テーブル	6	特別活動室 2
52	椅子	18	特別活動室 2
53	テーブル	6	多目的室 6
54	椅子	18	多目的室 6
55	テーブル	2	教育相談室 1
56	椅子	4	教育相談室 1
57	テーブル	2	教育相談室 2
58	椅子	4	教育相談室 2
59	折りたたみチェア用台車	17	体育館倉庫
60	折りたたみテーブル用台車	2	体育館倉庫
61	折りたたみチェア	600	体育館倉庫
62	折りたたみテーブル棚付	20	体育館倉庫
63	PC テーブル	10	多目的室 1
64	PC 椅子	40	多目的室 1
65	CAI デスク 教師用	1	多目的室 1
66	プリンターデスク	1	多目的室 1
67	事務椅子	1	多目的室 1
68	会議机	20	多目的室 2・3
69	会議椅子	60	多目的室 2・3
70	テーブル	9	オープンスペース
71	椅子	36	オープンスペース
72	教師用収納棚	42	普通教室・特別支援教室
73	黒板ふきクリーナー	33	普通教室・生活科室・多目的室
74	保管庫	19	書類保管庫
75	教師用図工室机	1	図工室

76	生徒用図工室机	9	図工室
77	図工室椅子	40	図工室
78	図工室机	40	美術室
79	図工室椅子	40	美術室
80	被服実習台 (教師用)	1	被服室
81	被服実習台 (生徒用)	9	被服室
82	被服室椅子	41	被服室
83	調理室椅子	41	調理室
84	作業台椅子	2	被服室・調理準備室
85	収納棚 (大)	3	被服室・調理準備室
86	収納棚 (小)	1	被服室・調理準備室
87	理科室椅子	86	理科室1・2・理科準備室
88	収納棚 (大)	6	理科準備室
89	技術室椅子	41	技術室 (金工木工室)
90	オープン棚	2	音楽室1
91	オープン棚	2	音楽室2
92	ロッカー(3列4段)	13	プール更衣室
93	シューズボックス	2	プール更衣室
94	乾熱滅菌器	2	保健室
95	診察用寝台	2	保健室
96	ワンタッチベットスリム	1	保健室
97	保健室用会議机	2	保健室
98	リフレッシュチェア	10	保健室
99	脚治療用踏台	2	保健室
100	視力検査器	1	保健室
101	伸縮式つい立て	4	保健室
102	引き違い書庫 スチール戸	8	教材室1・3・5・7

103	引き違い書庫 ガラス戸	8	教材室1・3・5・7
104	引き違い書庫用ベース	8	教材室1・3・5・7
105	軽量棚	8	教材室1・3・5・7
106	画用紙整理棚	2	教材室1・3・5・7のうち2教室
107	引き違い書庫 スチール戸	4	教材室2・6
108	引き違い書庫 ガラス戸	4	教材室2・6
109	引き違い書庫用ベース	4	教材室2・6
110	軽量棚	4	教材室2・6
111	画用紙整理棚	1	教材室2・6のうち1教室
112	引き違い書庫 スチール戸	2	教材室4・8
113	引き違い書庫 ガラス戸	2	教材室4・8
114	引き違い書庫用ベース	2	教材室4・8
115	軽量棚	4	教材室4・8
116	画用紙整理棚	1	教材室4・8のうち1教室
117	引き違い書庫 スチール戸	1	教材室9
118	引き違い書庫 ガラス戸	1	教材室9
119	引き違い書庫用ベース	1	教材室9
120	軽量棚	1	教材室9
121	傘立 (教師用)	2	玄関
122	傘立 (地域連携用)	1	玄関
123	傘立 (体育館用)	2	玄関
124	スリッパ	400	体育館
125	演台 キャスター付	1	体育館
126	花台	2	体育館
127	テント	4	外倉庫
128	サッカーゴールオールアルミ	1	運動場
129	百葉箱	1	運動場

130	ホワイトボード 可動式	4	特別支援教室
-----	-------------	---	--------

元年市長提出第13号議案

瀬戸蔵条例の一部改正について

瀬戸蔵条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月14日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸蔵条例の一部を改正する条例

瀬戸蔵条例（平成16年瀬戸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定管理者が行う業務) 第20条 <省略> <u>2 前条の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合において、第5条（見出しを含む。）、第6条（見出しを含む。）、第10条、第11条（見出しを含む。）及び第12条（見出しを含む。）の規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「目的外使用等」とあるのは「目的外利用等」と、「使用料」とあるのは「利用料」と読み替え、第18条の規定中「使用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。</u> <u>(利用料)</u> 第21条 <u>市長は、適当と認めるときは、指定管理者に瀬戸蔵の利用に係る料金（第15条に規定する駐車場使用料を除く。以下「利用料」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</u>	(指定管理者が行う業務) 第20条 <省略>

<p>2 利用料の額は、第7条の規定により算出した額を超えない範囲内において、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。その額を変更する場合も同様とする。</p> <p>3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び利用料の額を公表しなければならない。</p> <p>4 第7条から第9条までの規定は、第1項の規定により指定管理者の収入として收受させる利用料に準用する。この場合において、第7条（見出しを含む。）及び第8条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「施設等使用料」とあるのは「施設等利用料」と、「施設使用料」とあるのは「施設利用料」と、「附属設備使用料」とあるのは「附属設備利用料」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替え、第9条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料」と、「市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、」を「指定管理者は、市長が定める基準に従い、」に読み替えるものとする。</p>	<p>（委任）</p>
<p>第22条 <省略></p>	<p>（委任）</p>
<p>（罰則）</p>	<p>（罰則）</p>
<p>第23条 市長は、第16条の規定に違反した者に対しては、5万円以下の過料に処することができる。</p>	<p>第22条 市長は、第16条の規定に違反した者に対しては、5万円以下の過料を科すことができる。</p>

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

区分	金額							
	午前	午後	夜間	全日	繰上・延長時間			
	9時～12時	13時～17時	18時～21時30分	9時～21時30分	8時30分～9時	12時～13時	17時～18時	21時30分以降

										(1時間 につき)	
ホ ー ル	つ ば き ホ ー ル	舞台練習及 び催物準備 のため使用 する場合	平日	円	円	円	円	円	円	円	
			土曜日、日曜 日及び祝日	3,240	4,920	6,180	12,360	940	1,250	1,670	1,880
	合	その他の場 合	平日	10,680	16,020	20,320	40,540	—	3,980	5,440	6,070
			土曜日、日曜 日及び祝日	12,780	19,170	24,300	48,610	—	4,810	6,490	7,330
	楽屋1			1,040	1,570	1,990	3,980	310	410	520	620
	楽屋2			1,040	1,570	1,990	3,980	310	410	520	620
	リハーサル室			1,250	1,880	2,410	4,810	410	520	620	730
	市民ギャラリー			1,670	2,510	3,140	6,390	520	620	830	940
	多 目 的 ホ ー ル	全面		8,590	12,880	16,340	32,680	2,610	3,240	4,400	4,920
		A面		3,350	5,020	6,390	12,780	1,040	1,250	1,670	1,880
B面		3,350	5,020	6,390	12,780	1,040	1,250	1,670	1,880		
C面		3,350	5,020	6,390	12,780	1,040	1,250	1,670	1,880		
会 議 室	特別会議室		2,820	4,290	5,340	10,790	830	1,040	1,460	1,570	
	会議室1		1,040	1,570	1,990	3,980	310	410	520	620	
	会議室2		1,040	1,570	1,990	3,980	310	410	520	620	
	会議室3		1,040	1,570	1,990	3,980	310	410	520	620	
	会議室4		1,460	2,200	2,820	5,550	410	520	730	830	
	会議室5		1,460	2,200	2,820	5,550	410	520	730	830	

備考 <省略>

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第22条の改正規定（「を科すこと」を「に処すること」に改める部分に限る。）は公布の日から、別表第2の改正規定は令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、令和元年10月1日以後に施設等の使用の許可を受けた者に係る使用料について適用し、同日前に施設等の使用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

(理由)

この案を提出するのは、施設の利便性及び利用者サービスの向上を図るため、施設等の利用料金を指定管理者に収受させることができるようにすること並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）の施行により、令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率を合わせた税率が8パーセントから10パーセントに引き上げられること等に伴い、瀬戸蔵条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

元年市長提出第14号議案

瀬戸蔵ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部改正について

瀬戸蔵ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月14日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸蔵ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸蔵ミュージアムの設置及び管理に関する条例（昭和50年瀬戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
(開館時間)					(開館時間)				
第5条 ミュージアムの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、これを変更することができる。					第5条 ミュージアムの開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、これを変更することができる。				
別表（第7条関係）					別表（第6条関係）				
施設	区分	入館料の額			施設	区分	入館料の額		
		1回券（1人につき）		1年券（1人につき）			1回券（1人につき）		1年券（1人につき）
		個人	20人以上の団体				個人	20人以上の団体	
瀬戸蔵ミュージー	一般	円	円	円	瀬戸蔵ミュージー	一般	円	円	円
		<u>520</u>	<u>410</u>	<u>1,570</u>			<u>500</u>	<u>400</u>	<u>1,500</u>
	大学	<u>310</u>	<u>250</u>	<u>940</u>		大学	<u>300</u>	<u>240</u>	<u>900</u>

ジ ア ム	生 又 は 高 校 生				ジ ア ム	生 又 は 高 校 生			
	6 5 歳 以 上 の 者	<u>310</u>	<u>250</u>	<u>940</u>		6 5 歳 以 上 の 者	<u>300</u>	<u>240</u>	<u>900</u>
備考 <省略>					備考 <省略>				

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(「第6条関係」を「第7条関係」に改める部分に限る。)の改正規定は公布の日から、同表の改正規定(「第6条関係」を「第7条関係」に改める部分を除く。)は令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表(「第6条関係」を「第7条関係」に改める改正規定を除く。)の規定は、令和元年10月1日以後に納付される入館料について適用し、同日前に納付される入館料については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、効率的な施設運営を行うため、施設の開館時間を変更すること並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)の施行により、令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率を合わせた税率が8パーセントから10パーセントに引き上げられ

ること等に伴い、瀬戸蔵ミュージアムの設置及び管理に関する条例中必要の事項を改正するため必要があるからである。

元年市長提出第15号議案

瀬戸市文化ホール天井及び外壁改修（建築）工事請負契約の締結
について

本市が、瀬戸市文化ホール天井及び外壁改修（建築）工事を施工するに
当たり、次の内容により工事請負契約を締結するものとする。

令和元年6月14日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 契約金額 454,850,000円
- 2 工事場所 瀬戸市西茨町113番地の3
- 3 契約方法 制限付き一般競争入札
- 4 工事内容
 - (1) 工事建物
文化ホール 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建て
延床面積 6,592平方メートル
 - (2) 工事概要
天井改修工事
外壁改修工事
- 5 工期 令和元年7月8日から令和2年3月13日まで
- 6 契約の相手方 名古屋市守山区大森一丁目2701番地
株式会社宇佐美組名古屋支店
支店長 岡本泰紀

（理由）

この案を提出するのは、瀬戸市文化ホール天井及び外壁改修（建築）工
事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の

取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第2条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

元年市長提出第16号議案

市道路線の認定について

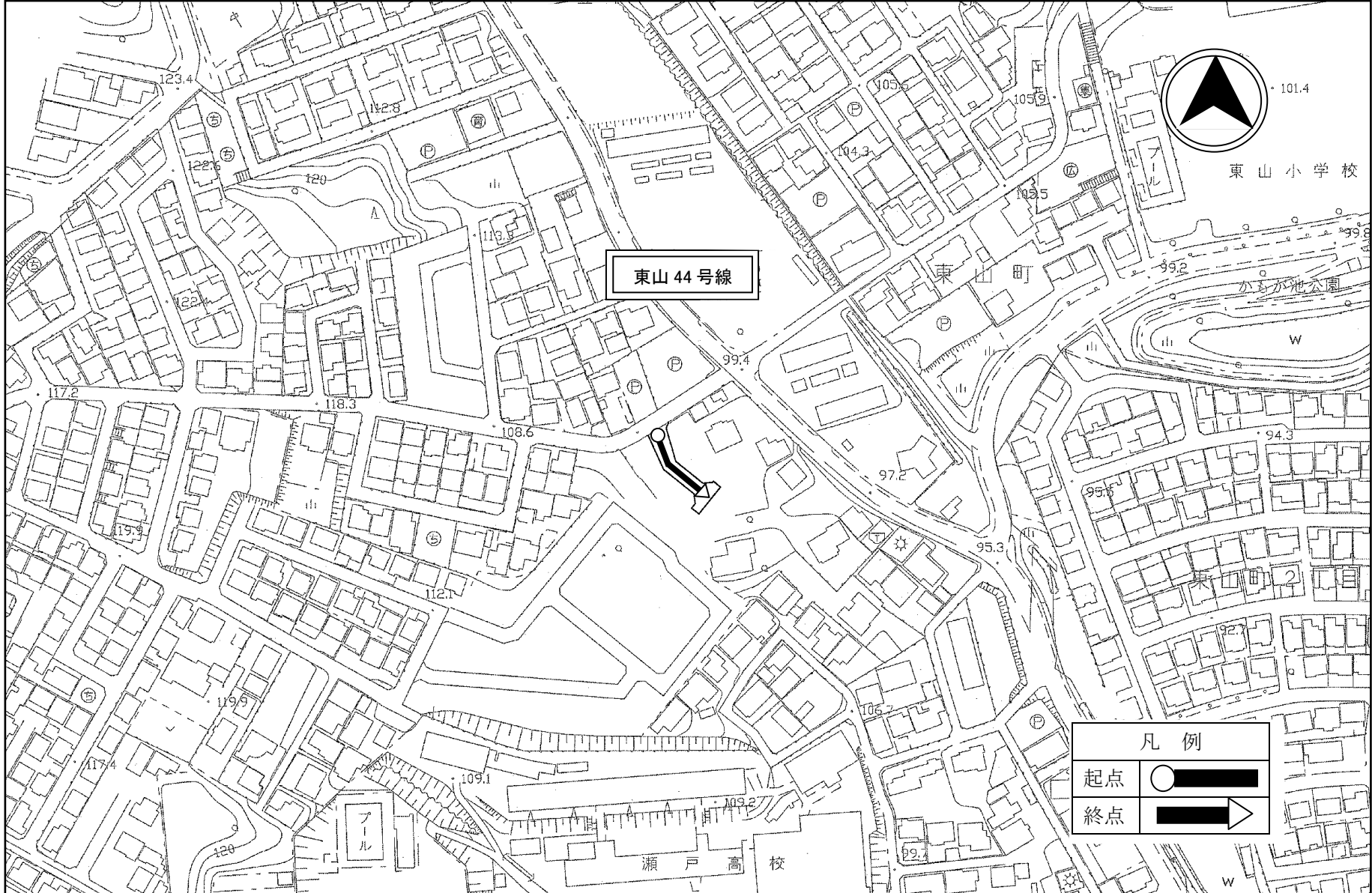
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定することについて、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月14日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

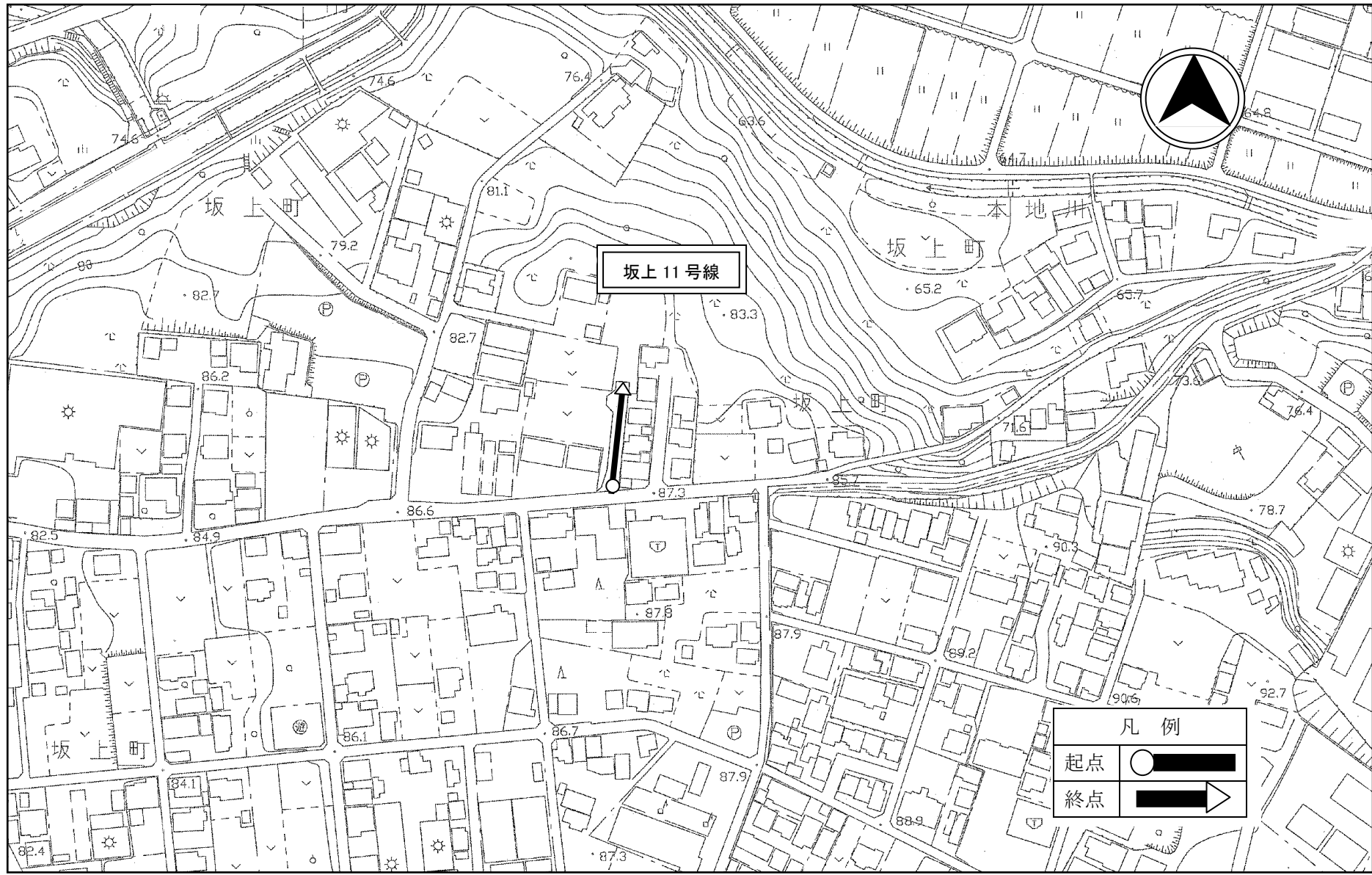
路線番号	路線名	起 点
		終 点
08273	東山44号線	東山町1丁目91番1地先
		東山町1丁目82番60地先
12504	坂上11号線	坂上町195番1地先
		坂上町179番7地先

認定路線図



凡例	
起点	○
終点	▶

認定路線図



元年市長提出第17号議案

グレーチング跳ね上げによる車両損傷事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について

本市が当事者であるグレーチング跳ね上げによる車両損傷事故について、次によりその損害賠償の額を決定し、和解するものとする。

令和元年6月14日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 事故の概要

平成31年2月20日菱野台4丁目地内において、相手方普通乗用自動車が入る際、市道八幡線の側溝のグレーチングが跳ね上がり、当該車両が損傷した物損事故

2 損傷の状況

車両の車体底部オイルパン関連部品の損傷

3 損害賠償の額

1,387,998円（車両損害料及び代車費用）

4 和解の要旨

- (1) 本市は、和解の相手方に対し、本件に係る損害賠償として上記3の金額1,387,998円を和解成立後30日以内に相手方の指定する方法で支払う。
- (2) 本市が上記(1)の義務を履行したときは、本件は、全て解決されたものとし、本市と和解の相手方の間には、他に何らの債権債務のないことを相互に確認するものとする。

(理由)

この案を提出するのは、本市が当事者であるグレーチング跳ね上げによ

る車両損傷事故に係る損害賠償の額を決定し、和解するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるため必要があるからである。